

グループホーム はまゆうの里 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人賛幸会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「本事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業の事業所（以下「本事業所」という。）において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令及び厚生労働省告示の趣旨及び内容に沿ったものとし、運営の方針は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供すること。
- (2) 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明すること。
- (3) 適切な介護技術を持ってサービスを提供すること。
- (4) 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行うこと。
- (5) 保険者、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の地域密着サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めること。
- (6) 利用者の権利擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (7) サービス提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業所へ情報提供する。

(本事業所の名称及び所在地)

第4条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム はまゆうの里
- (2) 所在地 鳥取県鳥取市服部 204 番地 1

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 ユニットごとに1名

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者 事業所に1名以上

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

(3) 介護職員 11名以上

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 本事業所の利用定員は、18名とする。

内訳 Aユニット9名 Bユニット 9名

災害等やむを得ない場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて利用させない。

(利用者の生活時間)

第7条 利用者の生活サイクルに応じた1日の生活時間帯は次の通りとする。

日中の時間帯 7:00～21:00

夜間及び深夜の時間帯 21:00～7:00

(介護の内容)

第8条 本事業のサービス内容は、次のとおりとする。

(1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

(2) 日常生活上の世話

(3) 日常生活の中での機能訓練

(4) 相談、援助

(介護計画の作成)

第9条 計画作成担当者は、本事業のサービスの開始に際しては、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成しなければならない。

2 計画作成担当者は、介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得なければならない。

3 計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付する。

4 介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、介護計画の作成後は、他の介護従業者及び利用者が介護計画に基づき利用する

他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

(利用料等)

第10条 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の厚生労働省告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受ける。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- | | | |
|---|----------|--------------------|
| (1) 家賃 | 1,131円/日 | (生活保護受給者 1,032円/日) |
| (2) 食費 | 1,080円/日 | |
| (3) 水道光熱費 | 514円/日 | |
| (4) 共通経費 (シャンプー、トイレットペーパー他) | 288円/日 | |
| (5) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用(個室電気代、パット、ハンツ) | 実費 | |

2 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込、口座引落によって指定期日までに受けるものとする。

3 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

4 本事業の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、利用者の同意を得ることとする。

5 法定代理受領サービスに該当しない本サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

(入退居に当たっての留意事項)

第11条 本事業の対象者は、要支援2及び要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷他害のおそれがないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努めなければならない。

(秘密保持)

第12条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守しなければならない。

2 退職者等が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第13条 本事業所は、利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

2 本事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。

3 本事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 本事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(損害賠償)

第14条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

2 前項の損害賠償に備えるために、本事業所は、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第15条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。

(1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(緊急時における対応策)

第16条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 本事業は、安全且つ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、本事業所は、速やかに市町村、家族当に連絡を行うと共に、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 主治医の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関または他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、本事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第18条 非常災害が発生した場合は、従業者は、利用者の避難等適切な措置を講じなければならない。

- 2 管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時等には避難等の指揮をとらなければならない。
- 3 本事業所は、非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行わなければならない。

(協力医療機関等)

第19条 利用者の症状の急変及びサービスの提供体制の確保等のための協力医療機関等は、次に定めるとおりとする。

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 協力医療機関 | はまゆう診療所 |
| (2) 協力歯科医療機関 | みなみ歯科医院 |
| (3) 協力介護老人保健施設 | 老人保健施設はまゆう |

(個人情報の保護)

第20条 本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

(虐待の防止に関する事項)

第21条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を作成する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束)

第22条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。その実施状況を第23条第2項の運営推進会議に報告する。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携)

第23条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 本事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員及び事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動

状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 3 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。

(業務継続計画の策定等)

第24条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「以下、業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第25条 本事業所は、全ての介護従業者（介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じるものとする。また従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 経験に応じた研修 随時

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 サービス担当者会議において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。
- 5 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく市町村に通知する。
- 6 事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲をこえたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 7 事業所の所在市町村外の介護保険被保険者又はその家族から事業所のサービスを利用したい旨の申し出があった場合には、地域密着型サービスの趣旨並びに事業所の所在市町村の介護保険被保険者に限って利用できるサービスであることを説明し、理解を得る。
- 8 利用者の現員等から利用申込みに応じられない場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難と認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者等を紹介その他必要な措置を速やかに講じる。
- 9 事業所は、本事業に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 10 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則	この規程は、平成16年	3月20日	から施行する。
附 則	この規程は、平成17年	4月 1日	から施行する。
附 則	この規定は、平成18年	4月 1日	から施行する。
附 則	この規定は、平成23年	5月 1日	から施行する。
附 則	この規定は、平成27年	4月 1日	から施行する。
附 則	この規定は、平成27年	8月 1日	から施行する。
附 則	この規定は、平成28年	3月 1日	から施行する。
附 則	この規定は、平成29年	2月16日	から施行する。
附 則	この規定は、令和 3年	5月 1日	から施行する。
附 則	この規定は、令和 3年	11月 1日	から施行する。
附 則	この規定は、令和 5年	11月 1日	から施行する。